

医療法の特定機能病院の承認要件見直しに伴う「外部監査委員会設置状況」並びに「特定機能病院間相互のピアレビュー」その他に関する常置委員会定例記者会見のご案内

平成29年4月21日、国立大学附属病院長会議「平成29年度第1回常置委員会」が開催され、その内容について同日開催された「常置委員会定例記者会見」にて報告いたしましたのでプレスリリースさせていただきます。

1. 国立大学附属病院における医療安全の強化

1) 外部監査委員会の設置状況について

特定機能病院は、①高度の医療の提供、②高度の医療技術の開発、③高度の医療に関する研修という3つの機能を持ち、その機能を実施する能力等を備えた病院として平成5年度から制度化され、平成28年9月現在、84病院が承認されています。平成28年6月、厚生労働省は高度で専門的な医療を提供する特定機能病院に対しては、より一層高度な医療安全管理体制の確保が求められるという承認要件の見直しなどを含む医療法施行規則改定を通知しました。これを受けて平成29年4月1日現在、全ての国立大学附属病院に「外部監査委員会」の設置が完了いたしました。同会議では平成29年3月に国立大学附属病院本院（42病院）を対象に調査を実施。その回答をとりまとめた結果、今回設置された「外部監査委員会」の特色として、①32病院において「外部調査委員会」が病院外の組織と位置づけられたこと、②全ての病院で医療安全管理経験者を任命していること、③40病院で弁護士等の有識者を委員に任命していること、④利害関係を有しないメンバーが8割を超えていることなどが挙げられます。

2) 特定機能病院間相互のピアレビューについて

国立大学附属病院長会議では、特定機能病院に求められるより一層高度な医療安全管理体制の実現に向けて、平成29年度中に国立大学附属病院間において「自己チェック」と「訪問調査チェック」により、特定機能病院相互のピアレビューを実施する予定です。さらに平成29年度は、国立大学附属病院間で従来から実施している「医療安全・質向上のための相互チェック」を併せて実施し、医療安全の確認を徹底いたします。

2. 国立大学附属病院における共同調達

国立大学附属病院では、医療人の育成、臨床医学と医療技術水準の発展と向上への貢献、地域医療における拠点として質の高い良質な医療の提供等、幅広い役割を担っています。しかし、病院経営の現状においては、診療報酬のマイナス改定等、病院を取り巻く経営環境は厳しさを増す状況にあります。これに対し、各病院では様々な経営改善策を講じているところですが、困難な病院経営を余儀なくされているのが実情であり、医療機器の更新の遅れによる医療の質の低下、労働環境の悪化等を防ぐ必要があります。このような状況下で国立大学附属病院が一丸となって、医療機器等の共同調達に取り組むことについて、平成28年6月に合意しました。さらに共同調達の持続性を担保するため、共同調達による各国立大学附属病院の成果の一部を国立大学附属病院長会議において管理することについても合意しました。

●国立大学附属病院長会議とは…

国立大学附属病院長会議は、大学附属病院、医学部附属病院（医学部・歯学部附属病院を含む）、歯学部附属病院、附置研究所附属病院の42大学45病院が会員として参加している組織です。

●本件に関する問い合わせ先は…

国立大学附属病院長会議広報担当

東京医科歯科大学特任講師 宇山恵子

TEL : 090-6530-9124 メール : k-uyama.adm@tmd.ac.jp